

# 「経過」の解説

2011.08/20 第1版 Y.Kitamura

## 中分類 6 使用方法が不良に基づく

この分類は、上記 1～5 と二重に適用される事例が多くある。この中分類は、単に「使用方法が不良である」と言うことではなく、ある行為の先に「火災が想定されるような場合」であり、行為者の重過失・過失・錯誤など、火を扱うことを前提として、その行為を解釈する際に使用される。

1～5 の分類と 6 の分類の 2 乃至 3 つの経過分類が重複して考えられる際は、適用の建前として「現象・状態・行為」の順で、一つの「経過」分類となるが、実際は、この建前は「何ら意味」をなさない。

事例で説明する。

① 揚げ物の調理のため、フライパンに油(植物油)を入れて、温まるまでの時間、ベランダの洗濯物を取り込んでいたら、[65 放置された] 油が [38 過熱] されて、出火した。

② 冷凍食品を油で温めるため、フライパンに油(植物油)を少量入れて、点火したまま、冷蔵庫内の冷凍品を出して説明書を読んでいたところ、[65 放置された] 油が [38 過熱] されて出火した ([63 考え違いにより使用を誤る] も適用できる。)

この場合、38 と 65 (又は 63) が競合する。揚げ物時の天ぷら油火災は、誰もが周知していることであり、温めたままその場を離れることは「過失」に近い行為で、よって「中分類 6」の適用となり、①の事例は、「65 放置」となる。「38 過熱」の適用はしない。

②は、調理中のうっかりミスとして、行為者の過失と言っても不慮のことであり、可燃物を「過熱しすぎた」となるので、現象を捉えて「38 過熱する」となる。放置、忘れるとはならない。同様に、「考え違い」とも言えない。

なお、「60 誤ってスイッチが入る」は、後で入れられた分類で、本来、この中分類は「行為者の過失」の度合いが存在することを想定しているが、この「60 誤ってスイッチが入る」は、行為者がまったく意識しない場合である。本来なら「中分類 4」に入れられる性格の経過分類である。

## 6 使用方法の不良に基づく

### 60 誤ってスイッチが入る(入れる)

器具のスイッチ(プラグ)などを、人為的に間違えて入れた場合、また、物を人為的に置いたとき、触れた時、あるいは、落したとき器具のスイッチが入ったため出火した場合に適用する。

例1: 差し込みプラグが幾つかあって、そのうちの1個のプラグをこたつと思って差し込んだところ、電気ストーブのプラグであったため出火した。

例2: ガスコンロの器具スイッチに誤って体の一部が触れたため、スイッチが入ってバーナーに着火し、載っていた天ぷら油が過熱されて出火した。

例3: ガステーブルのグリルで焼魚を調理しようとした際に、うっかり間違えてコンロ側のスイッチを入れたために出火した。



#### 【図解 誤ってスイッチが入る】

ワンルーム・マンションなどでは、出入口そばにミニキッチンを設置することが多い。このため、出入りに際して、ミニキッチンの電気コンロのスイッチに体又はバッグ類が触れて、スイッチがONとなることがある。この際、コンロの上に可燃物が置かれていると火災となる。

なお、このミニキッチンはリコール対象となっているものがある。

2011.08/20 Y.Kitamura

## 61 機械の調整が適当でない

正常な調整を怠ったために出火した場合に適用する。

- (1) コックの調整が不完全
- (2) 芯の不揃い、焼きつき
- (3) 傾斜使用

通常の注意を払っていれば、防げたことであるが、行為者の不注意により誤操作をしたことによる。

「52 機械が故障する」と表裏の関係にあるが、この場合は、行為者の行為に責任の度合いがある。

例1：乾燥機器で、温度調整を間違えたため、内部のものが出火した。

例2：旋盤の設定を間違えたため、治具まで削ったため摩擦により潤滑油に着火し出火した。

## 62 かまど等の火を燃やしすぎる

かまど、こんろ、ガステーブルの火を必要以上に強火にしたことにより、出火した場合に適用する。

「38 過熱」「63 考え違い」などと似た関係にある。

## 63 考え違いにより使用を誤る・誤結線する・使用する燃料を誤る

機械、器具の操作を正常に動作するものと思い込んで使用したり、あるいは、器具の使用方法が正しいと思い込んで使用した火災の場合及び不必要なコックを誤って開放したため火災となった場合に適用する。この場合も通常の注意をしていれば防げた場合であり、「考え違い」の中に行行為者の過失があると場合に適用する。

器具のコードなどの配線を誤って結線したことに起因して出火した場合に適用する。

石油ストーブの燃料に誤ってガソリンを使用した。また、ガス器具に適合しないガスを使用したため異常燃焼を起こし、出火した場合等に適用する。誤給油（給油にあたり当然の注意をしなかった）。

なお、高齢者（痴呆ぎみも含め）が、行う場合にこの分類が適用されがちであるが、その場合であっても、通常の注意がなされていないことを前提としてとらえる。

例1：ガステーブルに接続されていないコックを開放し、点火コックを廻したところ引火して出火した。

例2：調理目的で片手鍋をガステーブルに置き点火したが、片手鍋が電気ポットと気づき慌てて火を消した。電気ポットは焼損していた。

例3：アロマ用ロウソクを合成樹脂性の皿に乗せて使用していたため、時間の経過とともにロウソクが溶けて合成樹脂性の皿に着火し出火した。（ロウソクを点灯したままにすると、取付け部まで燃えるのは、当然のことであって、行為者の“過失”は明らかなこととなる。又は、「65 放置・忘れる」となる。）

## 64 不適当な所に捨てる・投げ捨てる

たばこ等を可燃物のところへ直接捨てたり、吸い殻と一緒にゴミ箱に捨てたり、車窓から投げ捨てる。

例1：灰皿の吸殻をくず籠に捨てたため、中の紙くずに着火して出火した。

例2：通行中に吸ったたばこの火を消さずに捨てたため、枯草に着火して出火した。

例3：廃材を焼却して出た灰（消火せずに）を段ボール箱に入れ、物置に置いたところ、火種が残っており出火した。

焼却灰を「段ボールに入れる」ことが、不注意な行為であり、不適当な扱いとなる。

焼却した場所と位置が異なる所に置いた場合で、その場に置かれたままで出火すれば「67 残火処理不十分」となる。

## 65 放置する・忘れる

使用者が火の点いたままの厨房器具等を使用状態のまま、時間の長短に関係なく、その場を離れ放置した、又は、その場を離れて、忘れたことに起因して出火した場合に適用する。原則として、調理している場所を「離れる」ことが、すでに放置したこととなっており、行為者がどのような意識であったかが問題ではない。つまり「放置する」意識があったことや、「忘れてしまっていた」ことが供述の中で取れなくても、経過部類としては「65 放置・忘れる」が適用される。

(注)発火源を「たばこ」、「アイロン」、「ドライヤー」とするときは適用しない。

例1：ガステーブルに天ぷらを揚げるための油鍋を載せて加熱中、来客があり応対している間に油が過熱し出火した。

例2：ガステーブルに天ぷらを揚げ終わり、火を消すのを忘れて隣室で食事を始めてしまったため、油が過熱し出火した。

例3：ガステーブルのグリルで焼き魚を調理中（行為者はその場を離れていた）に油かすから出火した。

例4：ガスコンロに、やかんを載せて湯沸し中（行為者はその場を離れていた）、湯が蒸発して空焚き状態となり、やかんの底面が熱せられ、放射熱により。そばに置いてあった樹脂製のサラダ油の容器が溶融して、流れ出した油に着火し出火した。



#### 【図解 放置する】

行為者が厨房を離れるのは、調理中に離れることよりも、調理前の油が温まる間に、部屋の片づけ等をする事により、離れることが多い。また、少ない油で、冷凍食品を揚げる際に多く火災が発生する。天ぷら油火災は、引火ではなく、発火点以上となって出火する。油(危険物)の加熱であり、火災となることが明らかことから、過失行為として、その場を離れば、「65 放置・忘れる」となる。

### 66 本来の用途以外の不適の用に用いる

器具自体を本来の用途以外に用いたため、出火した火災をいう。

例1：電気こたつの発熱体が故障したため、電気コンロを発熱体代わりに使用したため出火した。

例2：洗濯物のほつれた糸をライターで焼き切って、洗濯かごに戻したところ、洗濯物から出火した。

例3：おしぼりを加熱するために、電子レンジ内に入れ器具のスイッチを入れたためにおしぼりから出火した。

この分類は、他に該当する分類がない場合に、行為者が普通人ならやらないようなことを、分かってやったことにより「失火した」した場合となる。例2のライターで「糸を切る」のは本来の用途以外とも言えない使用方法であり、一概に「目的用途以外」と言えない場合も入る。

### 67 残火の処置が不十分（その場所のまま出火した場合に適用される。）

たき火等の裸火を完全に消火せずに立ち去ったため、再度燃え上がったことにより出火した場合で、使用時のままの位置にあるものに適用する。

### 68 器具(火源も含む)を可燃物とともに可燃物の中にしまいこむ、火源の収納

石油ストーブ等火源となりうる器具を押入れ等にしまい込んだりしたため、何らかの原因によりスイッチが入る等して出火した場合に適用する。或いは、熱いまま状態で仕舞い込み、天板に触れた座布団から出火した。

発火源を可燃物の中にしまいこんだ場合に適用する。

例1：たばこに火を点けた後、ライターの火を消さずに机の中に入れてため、可燃物に着火し出火した。

例2：取灰を将来利用する目的で、段ボール等に入れたことから火災となった場合は「68 火源の収納」を適用する。ただし、たき火等をして、その灰をごみ箱や段ボールに不用意に入れたために出火した場合は「64 不適當なところに捨てる」を適用する。

### 69 その他

その他、60～68以外で、発火源による出火の原因の過半が、行為者の責任に帰すと考えられる場合で、他に分類がないと判断される時に適用する。風呂釜の「空焚き」は、水があることを確認しないで、火を点けるなどの注意を怠っている場合に、「69 その他(空焚き)」として分類する。

(注) やかん、鍋等の空たきにより出火した場合には適用せず、「現象」でとる。